



合併後、新たに発足した深谷市防犯協会役員・顧問（左から鶴谷助役、國吉自治会連合会長、新井市長、北本市議会議長、新井深谷市 PTA 連合会家庭教育会副委員長、新井深谷警察署長）

## 明確化されたそれぞれの責務とは

### 市の責務

安心で安全なまちづくりを実現するために必要な施策を推進する市、市民、事業者および警察が相互に協力できる体制を整備する子どもの安全の確保、青少年の健全育成に関する施策を推進する

### 市民の責務

地域社会における連帯意識を高める  
 例えば・・・地域での清掃活動や、夏祭りなどに参加する  
 相互に協力し、安心で安全なまちづくりに向けた自主的な活動に努める  
 例えば・・・地域の防犯パトロールに参加する

### 事業者等の責務

管理する施設および事業活動に関し、自らの安全の確保に努める  
 例えば・・・店舗内の防犯施設の強化（防犯カメラの設置など）  
 地域の安心で安全なまちづくりの環境の整備に努める  
 例えば・・・店舗周辺の巡回や清掃を行う

「水と安全はタダ」という時代は、もはや過去の話となり、今年の「社会意識に関する世論調査」（内閣府発表）によると、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっていると思う分野に、「治安」を挙げた人の割合が 38.3%と最も高く、事実、かなりの多くのかたが「治安の悪化」を感じているのではないのでしょうか？

犯罪のない、安心して安全に暮らせるまちづくりは、市民の皆さんの願いです。しかし、警察だけに防犯対策を任せるのではなく、市、市民、事業者の皆さんが連携を取り、地域における自主防犯活動を活性化させていくこと、そして、犯罪の起きにくい環境をつくっていくことが、今最も重要となっています。

### 市内の良好な環境を守るために

この条例では、次の2項目についても規定しています。

違法な性風俗営業への場所の提供を禁止  
 誰でも迷惑ピラを除去し、廃棄することができ  
 迷惑ピラとは、紙製のピラ、張り紙、張り札（紙ででき

ていて、針金などで電柱などにくくり付けているもの）



迷惑ピラを除去する警察官と市職員



## 特集

# 安心・安全なまちづくり

## 深谷市安心安全まちづくり条例を制定

平成 18 年 6 月議会において、「深谷市安心安全まちづくり条例」が可決され、7 月 1 日から施行されました。市、市民、事業者の責務を明確にし、安全に対する意識を高め、自主的な活動を通じ、深谷市全体を安心して安全に暮らせるまちにしていこうというものです。

### 基本理念

市、市民、事業者などの地域における各主体が、相互に助け、協力し合い、それぞれの果たすべき役割を遂行する  
 「自らの地域は自らで守る」という意識の下、自主的・自発的に地域の安全を守る活動を行う



子どもたちを犯罪から守るには  
 自治会などによる防犯パトロールを積極的に行うことで、犯罪者に「犯罪を行う機会」を与えないこと、犯罪者を寄せ付けない地域の状況づくりをすることが重要です。  
 しかし、子どもを守る一番の要は家庭であり、地域での活動はそのサポートでしかありません。  
 子どもたちの行動にいつも注意を向け、まず家庭内からいろいろと話をしてみようでしょうか？  
 ・外出先をいつも把握していますか？  
 ・毎日話をしていますか？  
 ・友達の名前を言えますか？  
 ・しっかりとあいさつしていますか？  
 ・お子さんの通学路は分かりますか？

市内の犯罪の発生状況  
 市内では、年間 3,000 件近くの犯罪が発生し、いつでもどこで誰かが、犯罪に遭ってもおかしくありません。自分は大丈夫だという考えを捨て、「自分の身は自分で守る」という自主防犯意識を持つことが「安心安全まちづくり」の第一歩です。

	車上狙い	自転車盗	空き巣	自動車盗	部品狙い	万引き	自販機荒らし	バイク盗	忍び込み	出店荒らし	事務所荒らし	その他	合計
旧深谷市	295	282	169	182	146	90	62	74	55	62	55	704	2,176
旧岡部町	45	26	41	13	21	3	15	5	2	5	11	117	304
旧川本町	33	5	18	17	20	6	9	6	6	10	6	69	205
旧花園町	51	25	19	11	16	9	15	5	13	4	6	100	274
合計	424	338	247	223	203	108	101	90	76	81	78	990	2,959

旧 1 市 3 町刑法犯罪発生件数（平成 17 年 1 月～ 12 月）

（件）